

平成 30 年度福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会
(集団指導)

～共同生活援助の事業者指導等について～

平成 30 年 6 月 28 日・29 日
福岡市保健福祉局障がい者部
障がい者施設支援課社会参加支援係

目次

- 1 事業者指導について
- 2 防火安全体制の徹底について

1 事業者指導について

(1) 集団指導（事業者説明会）

必要な指導の内容に応じ、指導の対象となる障がい福祉サービス事業者等に一定の場所に集まっていたり、講習等の方法により行います。

基本的に年に1回、新たな制度概要や事業所運営の留意点等の説明も行います。

(2) 実地指導

指導の対象となる障がい福祉サービス事業者等（別途選定）の事業所において、指定基準について事業所の備品・設備及び関係書類を確認します。

2 平成30年度実地指導重点項目について

(1) 遵守すべき主な基準等

○人員、設備、運営に関する基準

（基準条例）

- ・福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例

（平成24年福岡市条例第59号）

- ・福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

（平成24年福岡市条例第57号）

（解釈通知）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

○報酬関係

（報酬告示）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

（平成18年厚生労働省告示第523号）

（留意事項通知）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(2) 平成29年度の実地指導結果

①事業所数

(対象事業所) 12事業所 (指摘事業所) 12事業所(100%)

②指摘項目数

(文書指摘) 延べ3項目 (口頭指摘) 延べ30項目

③指摘が多かった主な項目

ア 訓練給付費の算定	(文書) 延べ 3事業所
イ 個別支援計画の作成	(口頭) 延べ10事業所
ウ 非常災害対策	(口頭) 延べ 5事業所
エ 預り金	(口頭) 延べ 5事業所
オ 基本方針	(口頭) 延べ 2事業所
カ 勤務体制の確保	(口頭) 延べ 2事業所
キ 秘密保持	(口頭) 延べ 2事業所

(3) 平成30年度実地指導重点項目及び留意事項

平成29年度の実地指導の結果、適切な取扱いがなされていない事業所が多かった項目を重点的に見ますが、そのほかの項目についても上記(1)で掲載した遵守すべき基準等に照らし合わせて確認します。

ア. 訓練等給付費の算定

訓練等給付費は、報酬告示及び留意事項通知に基づいて適正に請求していただく必要があります。

○ 個別支援計画に基づくサービスの提供

個別支援計画については、指定基準に基づいて作成されていない場合は、報酬の減算対象となります。

○ その他各種加算・減算

報酬の加算・減算等については、報酬告示に基づき、適正に算定するとともに、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書による遺漏のない届出が必要で
す(届出が必要なもののみ)。

【指摘事例】

例1) 日中支援加算(Ⅱ)

日中支援加算(Ⅱ)を算定する場合、日中の支援従事者を加配しなければならないが、
なされていない。

⇒ 日中の支援従事者が加配されていない場合は、日中支援加算(Ⅱ)を算定しないこと。

例2) 入院時支援特別加算

報酬告示第11の5の4のロを適用しているが、訪問回数が1回しかない。

⇒ 入院期間が7日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問が1回である
場合については、報酬告示第11の5の4のイを算定すること。

例3) 共同生活援助サービス費

体験利用の利用者について、体験利用でない請求を行っている。

⇒ 体験利用の利用者については、共同生活援助サービス費(Ⅳ)を適用すること。

【指摘事例】（前頁からのつづき）

例4) 夜間支援体制加算（I）

夜間支援体制加算(I)を算定する場合、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに個別支援計画に位置付ける必要があります。

⇒ 夜間支援の内容について、個別支援計画に記載がない場合は、夜間支援体制加算(I)を算定しないこと。

実地指導の結果、夜間支援体制加算（I）のほか、加算の算定にあたり、支援内容を個別支援計画に位置付けておく必要がある加算について、個別支援計画に位置付けされていないものがありましたので、加算を算定される場合は、留意事項通知等を確認し、個別支援計画への位置付けが必要なものについては、必ず個別支援計画へ記載してください。

（個別支援計画への位置付けが必要な加算の例）

帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、日中支援加算

イ. 個別支援計画の作成

個別支援計画は、利用者へのサービスの質の確保のため、その作成に関して、基準条例において細かく手順が定められています。

【作成手順】

- 1 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、アセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、個別支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。(日中サービス支援型は、3月に1回以上、個別支援計画の見直しが必要です。)

【作成手順】（前頁からのつづき）

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- ① 定期的に利用者に面接すること。
- ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 2から7までの規定は、8に規定する個別支援計画の変更について準用する

【指摘事例】

例1) 個別支援計画が策定されていない。

⇒ 個別支援計画を策定すること。

例2) 個別支援計画の作成に係る会議を開催していない（開催の事実が確認できない）。

⇒ 会議記録を作成すること。

例3) 個別支援計画の内容について利用者又はその家族に説明をしていない。文書による同意を得ていない。

⇒ 説明を行ったうえで、同意の記録をとること。

例4) 共同生活援助計画を利用者に交付していない。

⇒ 交付の事実が確認できるようにすること。

例5) モニタリングを実施しているが、記録が不十分。

⇒ 実施日、担当者名等及び内容について適切に記録すること。

ウ. 非常災害対策

非常災害対策については、従来の基準省令における規定に、安全確保のための行動手順の整備並びに利用者及び従業者への周知方法に関する項目を追加した基準条例を制定しています。

○事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順（以下「行動手順等」という。）を整備し、それらを利用者及び従業者に対し定期的に周知する方法を定め実施しなければならない。

○事業者は、行動手順等を、事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

○事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない

【指摘事例】

例1) 非常災害に関する具体的計画が定められていない。

⇒ 非常災害に関する具体的計画を定めること。

※障がい福祉サービス事業所等のための防災計画策定の手引き（福岡市モデル）

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/32420/1/zaitaku3.pdf>

例2) 避難、救出その他の必要な訓練が定期的に行われていない。

⇒ 定期的（年2回以上）に避難、救出その他の必要な訓練を行うこと。

例3) 行動手順等を掲示していない。

⇒ 基準条例において、事業所の見やすい場所に掲示しなければならないとされているため、掲示すること。

なお、利用者の障がい特性等により、掲示が極めて困難な場合は、掲示すべき事項に関する書類を綴じたファイルを事業所の見やすい場所に設置することも可。

※ 行動手順の掲示については、各共同生活住居の見やすい場所に掲示し、非常災害時に利用者及び従業員の安全確保が図られるようにしてください。

工. 預り金

預り金については、その出納管理にかかる費用を利用者から徴収する場合には、

○責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、

○適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、

○利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類等を備えていること等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となります。

また、利用者から出納管理にかかる費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取り扱いは認められないものとしています。

※根拠通知：平成18年12月6日障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取り扱いについて」等

【指摘事例】

例) 預り金の出納に際し、複数の者による確認が行われていない。

⇒ 適切な管理が行われるよう、複数の者による確認体制を整えること。

例) 金銭管理の支援を行うことについて、個別支援計画に位置付けられていない。

⇒金銭管理の支援を行う場合は、その内容について個別支援計画に明確に位置づけてください。

オ. 基本方針

サービス提供の記録については、報酬請求の根拠となる重要な書類であり、適正な記録及び利用者の確認が必要です。

○指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

【指摘事例】

例1) 虐待防止に関する研修が実施されていない。

⇒ 速やかに研修を実施すること。

例2) 研修は実施しているが、記録がない。

⇒ 記録を整備すること。

カ. 勤務体制の確保等

○指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

【指摘事例】

例1) 研修会資料や受講証明書、研修の実施記録等が整理されておらず、受講事実の確認が取れなかったもの。

⇒研修資料等に限らず、書類は整理し適切に保管してください。

(キ) 秘密保持

1 指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

【指摘事例】

例) 一部従業者に対して必要な措置が取られていなかった

⇒ 誓約書を聴取するなど、適切に処理すること。

その他

○ 事業者は、利用者の入退去について、支給決定市町村に対し、入退去報告書を速やかに提出することになっています。

また、事業者は、見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することになっています。

事業所ごとに経理を区分するとともに、事業のその他の事業の会計を区分しなければなりません。

2 消防用設備の設置について

平成25年の消防法施行令の改正に伴い、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われ、重度の障がい者が多く入居するグループホーム等において新たに原則スプリンクラーの設置が義務付けられています。既存施設については平成30年3月まで猶予期間がありましたが既に猶予期間を過ぎております。未対応の施設がありましたら、速やかに対応してください。

【点検事項】

- ① 消防法その他法令等に規定された設備の設置状況

問い合わせ先：各消防署